



公告第50号

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び平田村財務規則（昭和58年規則第6号）第110号の規定に基づき公告する。

令和6年11月6日

平田村長 澤村 和明



記

1 入札に付する物件

【物件番号1】 旧西山小学校校長住宅（土地・建物）

所 在 地	現況地目	面 積	最低売却価格
<土地>			1,706,850 円
平田村大字西山字草場 785-2	雑種地	172.00 m ²	
平田村大字西山字草場 789	原野	181.00 m ²	
平田村大字西山字草場 790	宅地	878.00 m ²	
合 計		1,231.00 m ²	
<建物>			
木造平屋住宅 1 棟 (S61 建築/築 37 年)		75.00 m ²	

2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する方は入札に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までの規定に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体、若しくは過去に受けたことがある団体、及びこれらの団体に所属している者
- (4) 市町村税等を滞納している者
- (5) この入札に関する事務に従事する村職員
- (6) 入札参加申込を行い、参加資格の確認を受けていない者

3 現地説明会

- (1) 日 時 令和6年11月25日(月) 午後1時30分から午後3時00分まで
- (2) 場 所 現地
- (3) 事前申込 現地説明会の参加希望者は、令和6年11月22日(金)午後5時までに平田村企画商工課(0247-55-3115)に申込みください。
- (4) そ の 他 現地説明会に参加しなくても入札参加は可能ですが(入札参加申込は必要)、事前に現地及び近隣状況をご確認ください。なお、入札参加者は入札条件及び物件内容等について、すべて承知しているものとして入札を執行します。

4 質問に関する事項

本入札に関して質問がある場合は、次により質問書を作成のうえ行ってください。

- (1) 提出書類 質問書
- (2) 提出方法 FAX又は持参
- (3) 提出先 平田村役場総務課財政係 入札担当 宛
FAX: 0247-55-3199
- (4) 受付期間 令和6年11月6日(水)から令和6年11月22日(金)まで
午前8時30分から午後5時00分まで(ただし、土日祝日を除く。)
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、令和6年11月27日(水)までに平田村役場ホームページにおいて公開(質問者名は非公開)します。なお、FAXで回答を希望する場合は、質問者本人に限り対応します。

5 入札参加資格等の確認

入札参加希望者は、入札参加資格の有無について平田村総務課財政係で確認を受けてください。なお、受付期間内に申請書及び添付書類を提出しない方、又は入札参加資格がないと認められた方は、入札に参加することができません。

- (1) 提出書類 ①条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
②住民票抄本(法人の場合は登記事項証明書)
③納税証明書(市町村税)
④個人番号カードの写し(法人の場合は代表者のもの)
※各証明書は発行日から3か月以内のものとしします。
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出先 〒963-8292 福島県石川郡平田村大字永田字切田116番地
平田村役場総務課財政係 入札担当 宛

- (5) 受付期間 令和6年11月6日(水)から令和6年11月29日(金)まで
午前8時30分から午後5時00分まで(ただし、土日祝日を除く。)

6 入札参加資格認定通知書の送付

令和6年12月2日(月)に、入札参加資格の有無を競争入札参加資格確認通知書(様式第2号)により申請者にFAX及び郵送によりお知らせします。なお、競争入札参加資格認定者には、入札保証金納入通知書を同封します。

7 入札保証金

入札参加にあたっては、次により入札保証金を納入してください。

- (1) 入札保証金の額 86,000円 ※最低売却価格×5/100(千円未満切り上げ)
(2) 納入期限 令和6年12月6日(金)まで
(3) 納入方法 入札参加資格認定通知書に同封した納入通知書により、平田村役場
出納室で納入してください。
(4) 入札保証金の取扱い

入札保証金は、落札者以外の方には開札後に返還します。落札者については、契約保証金の一部に充当します。なお、落札者が売買契約を締結しないときは、入札保証金は村に帰属することになります。

8 入札の方法

- (1) 入札方法 郵便入札
(2) 提出書類 ①入札書(様式第3号)
②入札保証金の領収書の写し
(3) 提出方法 提出書類を任意の封筒に入れ、封筒裏面に住所氏名を記載のうえ、期限までに到着するよう郵便により提出してください。
(4) 受付期間 令和6年12月4日(水)から令和6年12月10日(火)まで ※必着
(5) 提出先 〒963-8292 福島県石川郡平田村大字永田字切田116番地
平田村役場総務課財政係 入札担当 宛
(6) その他 ①郵便入札は、代理人での提出はできませんので、委任状は不要です。
②入札回数は、原則として1回とします。

9 開札及び落札者の決定

- (1) 開札日時 令和6年12月16日(月) 午前9時00分予定
(2) 開札場所 平田村役場第1会議室
(3) 落札者の決定

開札の結果、最低入札価格以上で最高額の入札者を落札者とします。なお、落札者とな

る同額の入札者が複数いた場合は、後日くじで落札者を決定します。

(4) その他

①開札結果は、村ホームページで公表（落札者名は不開示）するとともに、落札者には村有財産売払決定通知書（様式第6号）によりお知らせします。

②開札は非公開で行いますので、入札者であっても会場に入ることとはできません。

10 契約の締結

(1) 売買契約の締結

落札者には、村有財産売払決定通知を受け取った日から起算して7日以内に売買契約を締結していただきます。なお、期限内に売買契約を締結しない場合は、落札資格を失い、入札保証金は村に帰属することになります。

(2) 契約締結に必要なもの

- ① 契約保証金
- ② 印鑑（個人の場合は実印、法人の場合は代表者印）
- ③ 印鑑（登録）証明書
- ④ 収入印紙（1,000円分）

11 契約保証金

契約締結の日までに、次により契約保証金（入札保証金の額を差し引いた金額）を納入してください。

(1) 契約保証金の額 $\text{契約金額} \times 10/100 - 86,000 \text{円}$ （千円未満切り上げ）

(2) 納入期限 令和6年12月26日（木）まで

(3) 納入方法 村有財産売払決定通知書に同封した納入通知書により、平田村役場出納室で納入してください。

(4) 契約保証金の取扱い

契約保証金は、売買代金の一部に充当します。なお、契約者が売買代金を納入期限までに納入しないときは契約を解除し、契約保証金は、村に帰属することになります

12 売買代金の納入

契約締結時にお渡しする納入通知書により期限まで（契約締結日から起算して60日以内）に売買代金（契約保証金の額を差し引いた金額）を納入してください。なお、期限までに納入されない場合は、契約を解除し、契約保証金は村に帰属することになります。

13 所有権の移転等

(1) 売買代金が納入されしだい村が所有権移転登記を行い、登記完了をもって売却物件を引渡します。

(2) 売却物件は現状有姿のまま引渡すものとし、物件調書等と現況が相違する場合には、現況を優先します。

(3) 所有権移転登記にあたって必要なもの

①住民票抄本（個人の場合）又は登記事項全部証明書（法人の場合）

②印鑑（登録）証明書

③収入印紙（登録免許税の額分）

<参考>

・登録免許税の額 固定資産税評価額×15/1000（100円未満切り捨て）

1.4 用途の制限

(1) 売却物件は、以下の用途に用いることができません。

①悪臭、騒音、振動、大気汚染、水質汚染、廃棄物処理など近隣の生活環境を損なう用途

②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第5項、第13項に規定する営業

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所、またはその他これに類するもの

④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条第2項に掲げる処分を受けている団体、若しくは過去に受けたことがある団体、及びこれらの団体に所属している者の活動

(2) 買受人は、(1)の用に供されることを知りながら、売却物件の所有権を移転し、または地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他使用若しくは収益を目的とする権利を第三者に取得させることはできません。

(3) 買受人は、売却物件の所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他使用若しくは収益を目的とする権利を設定しようとするときは、それらに関する契約書に(1)の条件を付さなければなりません。

1.5 入札不調物件の売却申込

開札の結果、入札が不調となった場合は、随意契約（先着順）の申込みを受け付けます。詳細につきましては、後日村ホームページでお知らせします。

1.6 その他の留意事項

(1) 売却物件の引渡しにあたって、村が行う修繕等は次の内容とし、それ以外に修繕等を要する場合は、落札者の費用負担とします。

①水道給水管点検（水道メーターまでの村管理部分の点検）

②浄化槽清掃

(2) 売却物件の地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていません。

- (3) 建築確認や開発行為をするにあたっては、都市計画法、建築基準法等の各種関連法令及び関連条例を遵守する必要がありますので、事前に入札参加者自身で関係機関に確認してください。
- (4) 買受人は売買契約締結後、売却物件に面積の不足、その他契約の内容に適合しないことを発見しても、契約内容不適合を理由とする追完請求、代金減額請求、契約の解除、損害賠償請求等をすることはできません。また、売却物件の面積に超過があることを発見しても、村は売買代金の増額をすることはありません。
- (5) 物件の敷地内又は隣接地等に電柱、電線、ケーブル、ゴミ置き場、道路設置物（ガードレール等）及び道路標識（カーブミラー等を含む。）等がある場合の移設及び撤去については、村では対応できませんので、設置者又は管理者等にお問い合わせください。
- (6) 物件の敷地内に、樹木、切り株及び雑草等がある場合、剪定、除去及び伐採等の費用については、村では負担しません。ごみ、ガラ及び碎石等の除去についても同様です。

【お問い合わせ先】

〒963-8292 福島県石川郡平田村大字永田字切田 116 番地 平田村役場

(1) 入札の執行に関すること

総務課財政係

電話：0247-55-3111

FAX：0247-55-3199

メール：soumu@vill.hirata.fukushima.jp

(2) 入札以外の売却業務全般に関すること

企画商工課政策情報係

電話：0247-55-3115

FAX：0247-55-3513

メール：kikakushoukou@vill.hirata.fukushima.jp

※受付した質問及び回答のうち、周知すべき内容であると村が判断した場合、質問者名を除き平田村ホームページに掲載する予定ですので、入札日の前日まで定期的に確認くださるようお願いします。

入札心得

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、この「入札心得」を熟読のうえ、入札してください。

なお、入札参加者は、入札執行職員の指示に従うものとします。

1 入札参加者

(1) 次のいずれかに該当する方は、入札に参加できません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当する者

ウ 市町村税等を滞納している者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までの規定に該当する者

オ この入札に関する事務に従事する村職員

(2) 申込期間内に入札参加申込をしていない方は、入札に参加できません。また、共有名義で入札に参加する場合は、入札参加申込書に共有者全員が連名で記入、押印してください。

(3) 売却物件の名義を共有名義で希望する場合は連名で入札してください。

(4) 登記名義人となるのは落札者本人となります。

2 入札の方法

(1) 入札参加者は、入札保証金として最低売却金額の100分の5以上の金額を村に納入しなければなりません。

なお、この入札保証金は、開札後速やかに、落札者を除き、保証金を納付したとき発行した領収書と引換えに入札者に還付します。ただし、落札者が納付した入札保証金は、当該契約書を交換したときにおいて契約保証金の一部に充当します。

(2) 入札書は、封筒に密封のうえ、封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、裏面に入札者本人の住所及び氏名を記入してください。封筒の大きさ・色は自由です。

(3) 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しはできません。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 事前に一般競争入札の参加資格の確認を受けていない者のした入札

(2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な記載事項が識別し難い入札

(3) 入札保証金を納入しない者又は入札保証金が契約金額の100分の5の額に達しない者

がした入札

- (4) 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 入札参加者の押印すべき場所に押印のない入札
- (6) 入札書の金額を訂正した入札
- (7) 脅迫による入札
- (8) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合においての全部の入札

4 開 札

- (1) 開札は非公開で行いますので、入札参加者であっても会場には入場できません。
- (2) 開札結果は、速やかに村ホームページに掲載します。なお、落札者には契約締結に係る詳細について通知します。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者としてします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、後日当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退できません。
- (3) 落札者が村有財産売却決定通知を受け取った日から7日以内に契約を締結しないときは、その入札は無効となります。この場合の入札保証金は、平田村に帰属されることになります。

6 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約締結日までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を村に納入しなければなりません。なお、契約保証金は、売却代金の一部に充当されます。
- (2) 所有権の移転時期は、売却代金の支払いを完了した時とし、村はただちに所有権移転登記を行い、登記完了をもって売却物件を引渡します。

7 その他

- (1) 入札に関しての必要な事項は、平田村財務規則等に定めるところによります。
- (2) 不明な点がある場合は、平田村役場総務課に連絡をお願いします。

物件調書

[illegible]

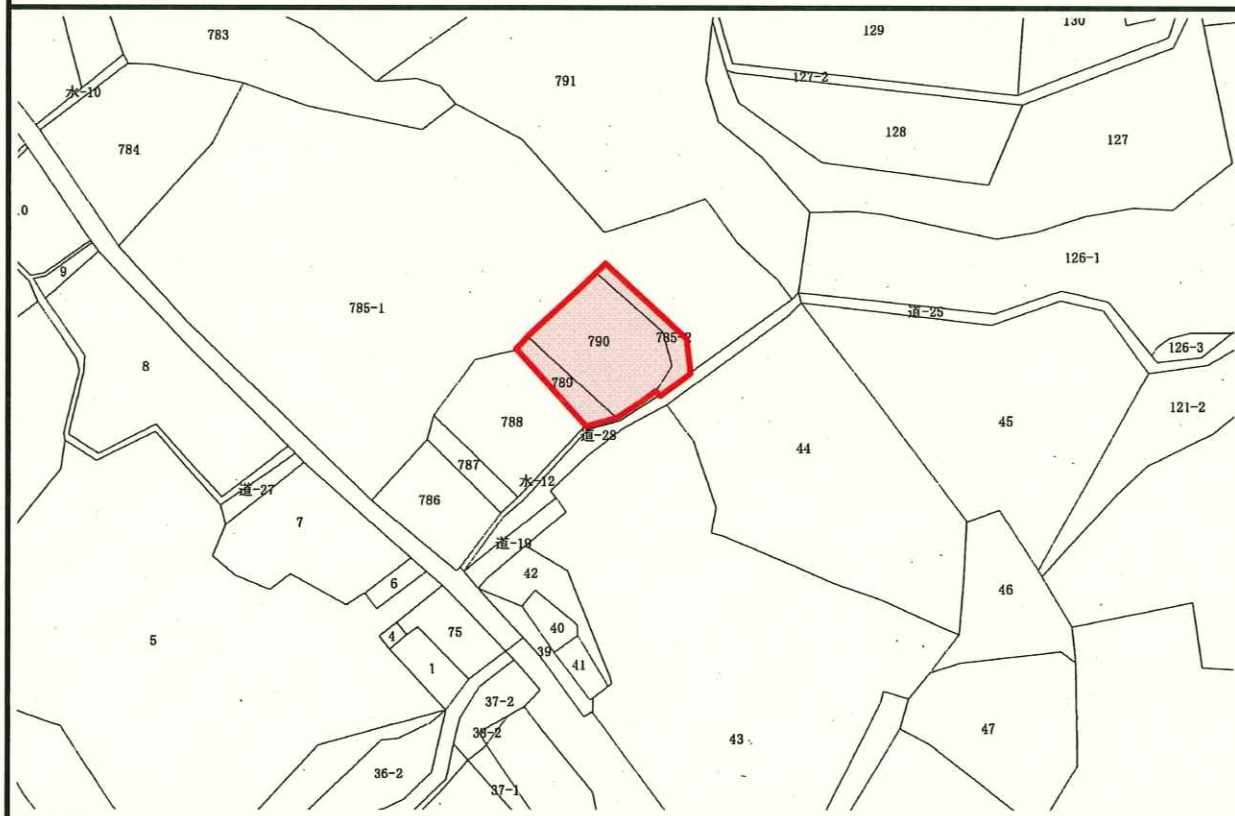
所在地

平田村大字西山字草場 785番2, 789番, 790番

空 撮 写 真



公 図



旧西山小校長住宅



村有財産売却（土地・建物）位置図

